

貸付金償還等の手続について

1 退職手当からの控除について

貸付金未償還元利金は、退職手当から全額控除することが法で定められています。

(1) 退職手当から全額控除できる場合

手続不要

貸付金未償還元利金は退職手当から自動的に控除されます。控除額は、所属所に送付する3月31日付け通知で確認してください。

(2) 退職手当から全額控除できず、不足額がある場合

手続が必要

自宅あてに、3月31日付けで控除額に係る通知と不足額分の振込依頼書(納付書)を送付しますので、振込期限までに金融機関の窓口から不足額を振り込みしてください。

なお、退職手当からの控除分についての手続は不要です。

2 償還完了に係る貸付借用証書の返却について

手続不要

貸付申込時にお預かりした「貸付借用証書」は、償還完了月の翌月末頃、自宅あてに郵送で返却します。

平成30年度末に退職される方のうち、未償還元利金を退職手当から全額控除できた方は、平成31年6月下旬～7月上旬頃に返却する予定です。

3 3月1日以降に退職決定した方のうち貸付金未償還元利金がある方について

手続が必要

退職等予定者の貸付金償還事務を円滑に行うため、3月1日以降に退職が決定した方のうち、貸付金未償還元利金がある方は、共済経理グループまで連絡してください。

(事務担当者からの連絡も可)

共済経理グループ 045-210-1111 内線8176・8177

お伺いする内容

- | | | |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 所属所名 | <input type="radio"/> 氏名 | <input type="radio"/> 組合員証番号 |
| <input type="radio"/> 自宅住所 | <input type="radio"/> 自宅電話番号 | |

4 団体信用生命保険に加入されている方について

住宅貸付け又は教育貸付けを借り受けている方のうち、団体信用生命保険制度に加入されていて毎年4月又は5月に保険料の引落とし日がある方は、退職手当からの控除により貸付金の償還が完了したにもかかわらず、退職後の4月又は5月に保険料が引き落とされる場合があります。

この場合、概ね2か月後に精算されますので、それまでは引落とし口座を閉鎖しないようお願いします。

5 退職時における福祉保険制度及びアイリスプランの手続について

手続が必要

福祉保険制度（ファミリー年金、傷病休職給付金、医療費支援制度）及びアイリスプラン（年金コース、医療・日常事故コース、介護保障コース）は、任意加入の生命保険、個人年金保険等です。

加入されている方は、退職時（平成31年3月31日時点）の満年齢により保障期間、手続が異なります。

詳細は「問合せ窓口」にそれぞれ確認してください。

（1）福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度）

傷病休職給付金については、以下のいずれの場合でも退職月の月末をもって脱退となります。

ア 定年退職者（再任用フルタイム満了者も含む）の方

原則として平成31年10月31日まで保障期間が継続されます。

詳細については、「公立学校共済組合『福祉保険制度』定年退職後の取扱いについて」（12月頃自宅に送付）を確認してください。

イ 満50歳以上満60歳未満の早期退職者の方

みなし定年退職日（満60歳で迎える3月31日）の直後に到来する10月31日まで継続加入することができます。

退職した年の6月末から7月頃に、自宅あてに継続加入に関する書類が送付されますので、案内に沿って手続を行ってください。継続加入をする場合は手続不要ですが、継続加入をしない場合は脱退の手続が必要となります。

ウ 満50歳未満の早期退職者の方

平成31年3月31日で自動脱退となります。

お問合せ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998	

(2) アイリスプラン

ア 年金コース

(ア) 年度末時点で満 60 歳以上の退職予定者の方

退職後の取扱いについての御案内（12 月末頃自宅に送付）に沿って、手続を行ってください。

(イ) 年度末時点で満 60 歳未満の退職予定者の方

次の問合せ先、教職員生涯福祉財団サービスセンターにお問い合わせください。

イ 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満 90 歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

ウ 介護保障コース

教職員共済生協（お問合せ窓口 株式会社一ツ橋サービス）との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問合せ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社 一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626	